

明和幼稚園父母の会会則

- 第 一 条 本会は、「明和幼稚園父母の会」という。
- 第 二 条 本会は、会員相互の親睦と、健全な明和幼稚園の発展を助けることを目的とする。
- 第 三 条 本会は、事務所を明和幼稚園に置く。
- 第 四 条 本会は、明和幼稚園々児の保護者で組織する。
- 第 五 条 本会員は、明和幼稚園々児の保護者でなくなった時に脱退する。
- 第 六 条 第四条以外の者でも、第二条の趣旨に賛同する者は特別会員になることができる。
- 第 七 条 本会は、第二条の趣旨を達成するため次の事業を行う。
①幼稚園施設に関する事業、
②職員の研究、教養および福利厚生に関する事業
③地域に於ける社会教育の振興に関する事業
④その他必要な事業
- 第 八 条 本会は、次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会 計 | 2名 |
| 書 記 | 2名 |
| クラス委員 | 若干名 |
| 準委員 | 若干名 |
- 第 九 条 会長、副会長、会計、書記はクラス代表から選ばれる。
副会長・会計・書記は必要と思われる時、増員することができる。
クラス委員・準委員はクラスの選挙又は、推薦により選ばれる。
クラス代表は、クラス委員の中から選ばれる。

- 第十條 会長は、本会を代表し、本会の運営と事務を処理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
会計は、本会会計に関する一切の事務を処理する。
書記は、記録を担当する。
準委員は、クラス委員を補助し、またクラス委員に欠員があった時、クラス委員に就任する。
クラス委員は、本会の必要な事項を審議し活動する。又クラスと地区の連絡を計る。
- 第十一條 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第十二條 本会に、顧問を置くことができる。
顧問は、委員会の決議により推薦する。
- 第十三條 本会の決議は、総会、委員会で行う。
総会は、通常総会及び臨時総会とする。
総会は、会員、特別会員で構成し通常総会は毎年四月に行う。
臨時総会は、会長が必要と認める時行う。
委員会は、必要な時に行い、会長が議長となる。
- 第十四條 議事は、出席者の過半数で決議する。
可否同数の場合は、議長が決議する。
- 第十五條 すべての会議は、議事録に記載する。
- 第十六條 本会の会計年度は、毎年四月に始まり翌年の三月に終わる。
- 第十七條 本会の会費は、総会で決める。
- 第十八條 本会の経費は、会費の他に寄付金その他をあてる。

付則

この会は、昭和30年4月1日に設立する。

この会則は、令和4年4月21日より施行する。